アレルギー表示の義務項目に「カシューナッツ」追加

令和８年（2026年）４月１日付にて食品表示基準が改正され、加工食品への表示義務となる特定原材料に「カシューナッツ」が追加されました。
これにより、**令和10年（2028年）４月１日以降は加工食品への表示が必要**となります。
（令和10年（2028年）３月31日までは経過措置期間）
弊社では、カシューナッツをはじめとする各食物アレルゲン検査を受託しております。
食品表示対策やコンタミネーションリスクの確認としてぜひご利用ください。

特定原材料

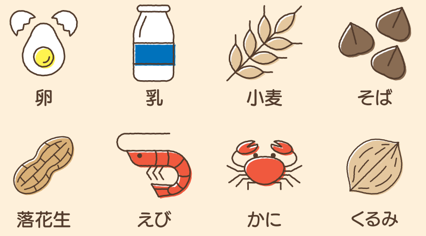

＋

令和８年（2026年）４月１日付にて
食品表示基準が改正（猶予期間あり）

追加

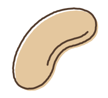

これまでは「特定原材料に準ずるもの」として推奨表示

今後は「特定原材料」として**義務表示**に

◆項目名：カシューナッツ（特定原材料）

検査方法		料金（税抜）	所要日数	検体量
定量	ELISA法（2キット）	21,000円	14営業日※	100g
定性	PCR法	32,000円	15営業日	100g
定性	イムノクロマト法 簡易検査	6,000円	7営業日	100g

※ELISA法については、迅速対応でのご報告も可能です。（別途料金が発生いたします）

カシューナッツアレルギーの症例 9年で5倍以上に

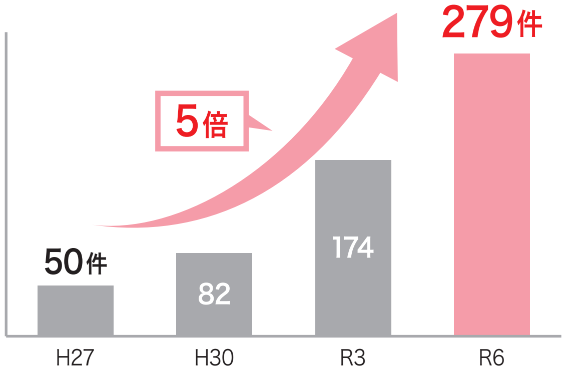

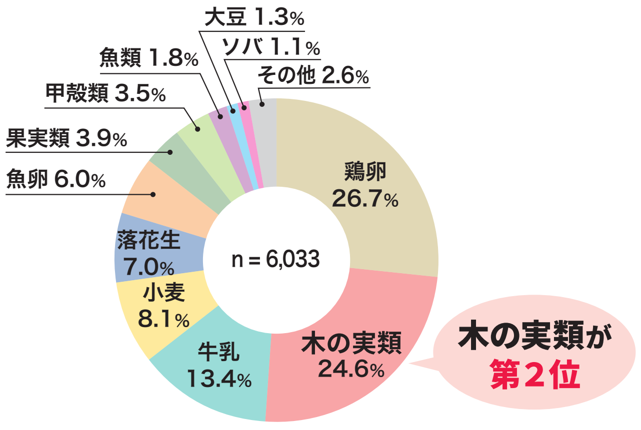

図.即時型食物アレルギーの原因食物

参考：消費者庁「令和6年度 食物アレルギーに関連する食品表示に関する調査研究事業報告書」より作成

弊社では、カシューナッツ以外の各種食物アレルゲン検査も受託しております。どうぞお気軽にお問い合わせください。

厚生労働省（食品衛生法）・環境省（水道法）登録検査機関 ISO/IEC17025認定
CRC GROUP
CRC食品環境衛生研究所
〒813-0062
福岡市東区松島５丁目7-6
TEL 092-623-2211
FAX 092-623-2212
CRC食品

E2032 004260 S-200